

要 請 書

自由貿易協定等に関する決議

平成 30 年 6 月

北海道市長会

自由貿易協定等に関する決議

北海道は、我が国最大の食料基地として、良質な農畜産物を安定的に生産・供給しているところであり、北海道の農林水産業は、食品加工や流通、観光など多くの産業とも密接に関連しながら発展してきております。

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）及び日ＥＵ経済連携協定（日ＥＵ・ＥＰＡ）は、このような農林水産業を基幹産業とする北海道にとって、重大かつ深刻な影響を与えるものであります。

現在、ＴＰＰ協定は米国の協定離脱決定後、米国を除く11か国で大筋合意に達し、3月には調印式が行われたところです。加えて、政府はＴＰＰの持つ戦略的・経済的意義について引き続き米国側に働きかけていく姿勢を堅持しており、北海道農業の体質を強化するためにも、ＴＰＰ対策として取り組まれる事業は、今後も着実に実施することが必要不可欠であります。

また、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉が妥結に至ったことにより、チーズや豚肉などの農畜産物に深刻な影響が及ぶおそれがあります。さらに、米国においては、二国間貿易交渉を目指す姿勢を示しており、コメや牛肉などの農畜産物の自由化など厳しい交渉となることが想定され、ＴＰＰ以上に北海道農業に深刻な影響があるのではないかと懸念されるところであります。

つきましては、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応と本道農林水産業の振興・体質強化に万全を期するよう強く要請いたします。

記

1　自由貿易協定等への基本的な対応について

(1)　自由貿易協定等の交渉にあたっては、農林水産物の安全・安定供

給、食料自給力と自給率の向上、国内農林水産業・農山漁村の振興などを損なうことのないよう対応すること。

また、農林水産業に対する影響など十分な情報提供を行うとともに、幅広い国民的議論を行うこと。

(2) 農林水産分野における重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）と水産物については、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するなど慎重に対応すること。

(3) 「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づく政策については、農林水産業の体質強化を図るため、地域の実情を踏まえつつ以下のとおり着実に推進すること。

- ① 将来にわたって農林漁業者が希望を持って経営に取り組むことができるよう、経営所得安定対策に必要な財源を確保するとともに、長期にわたって影響のあるものについては、それぞれの年次において予算計上などの財政措置を講じ、具体的な対策を確実に実施し、ＴＰＰ及び日ＥＵ・ＥＰＡに関わる対策費については、既存の農林水産予算の外枠として確保すること。
- ② 北海道は、他地域に先んじて経営の大規模化や農地の集約化に取り組んできたが、「産地パワーアップ事業」及び「担い手確保・経営強化支援事業」をはじめとした各種ＴＰＰ等対策事業については、全国一律の基準でなく、これら北海道の先進的な取組を考慮するとともに、採択条件の変更や達成条件の緩和など弾力的な運用を図ること。
- ③ 農林水産に関する従事者の高齢化が進み、後継者不足が深刻な状況となっているが、青年の就業意欲を喚起し定着化を図るため、サポート体制や研修の充実など、魅力ある担い手対策を講じること。
- ④ 道内産の農産物・水産物や加工品を広く海外に輸出するために、青果物の長期保存が可能となる低温貯蔵施設や衛生的な水産加工

施設の改修など、施設整備を推進するとともに、海外展開の取組を支援するサポート体制を一層強化すること。

- ⑤ 食の安全・安心を守るため、家畜の伝染病や水産物の感染症などに対して、水際で海外からの侵入を防止する防疫対策を一層徹底すること。

2 農業の振興について

(1) 経営の安定対策について

- ① 農業者が安定して経営を継続できるよう、自由貿易協定等が発効した後の中長期的な影響を把握・検討し、所得の減少分を補填するなど、経営所得安定対策の充実強化を図ること。
- ② 農業の担い手に対して、省力化技術や新品種への切り替えなどの研修機会を充実するとともに、農業経営基盤強化資金など、農地の取得や改良等に要する資金の借入れに対する支援を一層拡充すること。
- ③ 農業次世代人材投資事業（経営開始型）については、北海道農業の特性や実情を踏まえ、就農要件などの見直しを図ること。

(2) 生産基盤の整備について

- ① 価格の安い外国産の農業生産物に対抗するため、担い手への農地集積・集約化を確実に進める必要があることから、農地の大区画化や暗渠排水の整備など、農業生産基盤の整備を促進すること。
- ② 安定した農業生産に不可欠な農業水利施設の計画的な保全・整備を促進するとともに、水田の畑地化など、営農形態の変化に対応した水管理の施設整備を推進すること。
- ③ 生産コスト低減対策のため、病害に強く収益性に優れた品種開発や栽培技術の確立・普及、ＩＣＴを活用した技術開発など、生産技術の高度化を推進すること。

(3) その他の施策について

- ① 農地の大区画化やロボット化などによる作業の省力化、品種改良等による高品質化、ブランド化による販路拡大など、北海道の地勢・特性を活かすことのできる農業政策を推進すること。
- ② 農産物の安定供給・輸出拡大に向け、集出荷等の共同利用施設の整備など、生産・流通システムの強化を図ること。
- ③ 省力化に向けた機械の導入などの施設整備に対する支援策については、小規模経営の農家にも、適用を図ること。

3 酪農・畜産の振興について

(1) 経営の安定対策について

- ① 生乳消費量の伸び悩みによる乳価の低迷や飼料価格の高騰など、畜産・酪農の経営環境は厳しさを増し、農家戸数の減少が続いていることから、飲用乳、乳製品向原料乳の価格安定策や担い手育成の強化など、抜本的な経営安定対策を推進すること。
- ② 自由貿易協定等の発効による乳製品の段階的な関税削減により、安価な輸入品が増加するなど、大きな影響が想定されることから、補給金制度の拡充を図ること。
- ③ 日EU・EPAにより、高品質な欧州産チーズとの競争が激化し、チーズの原料となる生乳の大半を生産している北海道に多大な影響が及ぶことが懸念されることから、日本産チーズの競争力を高めるため、原料乳の生産性向上、チーズ製造設備の高度化、技術研修等の取組により、コスト低減とブランド化を推進すること。
- ④ 配合飼料の価格が直前1か年の平均を上回った場合、生産者等が積み立てた基金から補填されるが、経営規模拡大に伴い、この積立金が増加することから、負担軽減策を講じること。

(2) 生産基盤の整備について

- ① 安価な輸入肉が増加した場合の対抗策として、生産規模の拡大

が必要であるが、そのための畜舎の更新や草地整備、搾乳ロボット等の省力化設備の導入に対して、各支援事業の補助率の引上げや予算の重点配分を行うこと。

(3) その他の施策について

- ① 道内産の乳用種をはじめとする牛肉及び豚肉は、安価な輸入肉と競合すると想定されるため、関税引き下げ後も生産が維持できるよう、支援策を講じること。

4 水産業の振興について

(1) 経営の安定対策について

- ① 漁業生産量の減少や漁業経営の悪化など、水産業の経営環境は厳しさを増していることから、漁業及び関連産業が安定して経営を継続できるよう、漁業収入安定対策事業の充実・強化や、設備投資への支援など、経営所得安定対策を一層推進すること。
- ② 燃油価格等の動向に左右されない漁業経営への転換に向けた取組みを推進するため、省エネ機器等の導入など、漁業の燃油価格等高騰対策の継続・強化を図ること。

(2) 生産基盤の整備について

- ① 安全・安心な水産物の提供や輸出促進に向け、衛生管理の充実した水産基盤整備の促進並びに流通・加工施設等の整備に対する支援を充実すること。

(3) その他の施策について

- ① 持続可能な水産業の実現のため、長期的な展望に立って水産資源の維持・増大の対策を推進すること。

以上、決議する。

平成30年5月16日

北海道市長会

北海道市長会自由貿易協定等問題特別委員会

